

決 定 書

第1 請求人

氏名 ■■■■■

第2 請求の受理

本件措置請求書は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の要件を具備しているものと認め、令和6年5月9日付けでこれを受理した。

第3 請求の要旨（措置請求書の原文のとおり）

（1）対象となる財務会計上の事実

中山俊雄市長の財務会計上の次の行為

令和5年5月15日、清掃協力助成金として芝生町協議会に支払った1,000,000円の公金支出。

（2）その行為が違法又は不当である理由

小松島市が運営する一般廃棄物焼却施設が芝生町にある。小松島市は当該施設が存する限り、芝生町協議会に毎年1,000,000円を交付する債務負担行為を締結している。（事実証明①令和3年度小松島市予算説明書）当該施設のある芝生町への協力助成金である。以上のことから、小松島市は、芝生町協議会を芝生町の代表団体と認めていると推察する。芝生町協議会とは、いかなる団体でしょうか。当該支出にかかる支出命令書・請求書、令和3年4月1日締結の協定書・約定書を見ても、芝生町協議会に関する記載がない。（事実証明書②支出命令書③請求書④協定書⑤約定書）

芝生町協議会はいわゆる任意団体であり、法律、小松島市の条例規則で芝生町の代表団体と定められていない。請求人■■■■■は芝生町在住である。芝生町協議会が芝生町の代表団体であるとの認識はない。芝生町協議会が総会（またはそれに準じる会議）を開催するとの案内を見たことがないからである。以上のことから、小松島市は、芝生町協議会を芝生町の代表団体と認める根拠の確認をしていないことが明白だ。地方公共団体は公金支出にあたって、支出の相手方の正当性確認が必要なことは地方自治法第232条の3で明白。その確認を怠った当該支出は違法と言わざるを得ない。当該支出に関し、中山俊雄市長の責任について述べる。当該支出は令和3

年決定の債務負担行為に基づいている。債務負担の決定をし、市議会に提案したのが中山俊雄市長である。よって、中山俊雄市長は、当該支出について責任がある。

(3) その結果、小松島市に生じている損害

小松島市が令和5年5月15日に支出した協力助成金 1,000,000 円は支出した相手方の正当性を確認しておらず違法である。よって、当該金額の損害が小松島市に生じている。

(4) 請求する措置の内容

小松島市が芝生町協議会に支出した 1,000,000 円が小松島市に生じている損害である。よって中山俊雄市長に金員 1,000,000 円を小松島市に返還するようもとめる。さらに、令和6年度以降の当該協力助成金について、芝生町協議会が芝生町の正当な代表であるとの確認なしでの支出の差し止めをもとめる。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

請求書に記載されている事項及び事実を証する書面から、監査の対象事項は「令和5年5月15日芝生町協議会への清掃協力助成金に係る 100 万円の公金の支出（以下「本件公金の支出」という。）は違法か」とした。

2 監査対象部局

市民環境部環境衛生センターを監査対象部局とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を付与したところ、請求人の申し出により、陳述は実施されなかった。また、令和6年5月15日に、請求人から追加の証拠の提出があったので、同日、受理した。

4 関係人の証拠の提出及び陳述

関係人より、令和6年5月22日に、本件請求に対する弁明書及び証拠の提出を受けた。また、令和6年5月24日に環境衛生センターの関係職員から陳述を聴取し、同日、関係書類を調査した。

第5 監査の結果

1 主文

本件措置請求について、監査委員は合議により、請求に理由がないものとして棄却することに決定した。

以下、その理由について述べる。

2 事実関係の確認

本件措置請求に関し、次に掲げる事実を確認した。

(1) 本件公金の支出の概要

本件公金の支出は、昭和60年3月議会で議決された同年度一般会計補正予算の「債務負担行為補正」により芝生町に焼却場の存続する間、予算措置するものとされており、小松島市と芝生町協議会との協定書（令和3年4月1日付協定更新）に基づき、金額100万円を交付している。

(2) 財務会計処理の概要

ア 令和5年4月1日付けで芝生町協議会からの本件公金支出の請求を受けて、同年5月15日に金額100万円が芝生町協議会焼却場協力金（以下「地元協力金」という。）として交付された。

イ 地元協力金は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の4（周辺地域への配慮）の「一般廃棄物処理施設の設置の届出をした市町村は、当該一般廃棄物処理に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮するものとする。」の規定に基づき支出している。

また、芝生町協議会から総会資料の提出を受け、事業内容、収支等が計画的に実施され、地域住民の便益向上に資する活動が行われていることの確認を行っている。

(3) 芝生町協議会について

芝生町協議会は、現在の焼却場ができる以前、少なくとも昭和30年代から存続しており、地元住民との調整、焼却場の円滑な運営協力、地域における自治活動を行っている。

地元協力金の他、芝生町全世帯の過半数から負担金を徴収し、支出として地元の消防分団や婦人会、老人会、子供会への補助金、墓地の清掃や水路清掃に係る費用を予算計上されている。

3 監査委員の判断

法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされている。以下、本件公金の支出について、公益上の必要性の観点から、各項目について述べる。

(1) 本件公金の支出に対する公益性について

本件公金の支出は、廃棄物処理及び清掃に関する法律第9条の4（周辺地域への配慮）の規定が根拠となっている。このことから本支出は寄付金的な性格を持つと考える。

芝生町協議会の総会資料からは、町民からの負担金（例年約50万円）の徴収をし、地元の消防分団や婦人会、老人会、子供会への補助金、墓地の清掃や水路清掃に係る費用の予算計上等、事業の計画的実施のほか、地域住民の便益向上に資する活動が行われていることが読み取れる。

また、芝生町協議会が、定期的に総会を開き決算及び事業内容の確認を行っているとの判断ができる。

以上のことから本件公金の支出は、焼却場があることでの地区、住民へ配慮し支出してきたものであり、住環境の維持向上の点からもその支出に対する公益性が認められる。

(2) 支出手続きの正当性について

本件公金の支出は、昭和60年3月議会で議決された同年度一般会計補正予算の「債務負担行為補正」により芝生町に焼却場の存続する間、予算措置するものとされており、小松島市と芝生町協議会との協定書（令和3年4月1日付協定更新）に基づき、金額100万円を交付している。

したがって、本件公金の支出は、議決手続きを経た予算措置がされており、その予算の範囲内で交付されていることから、手続きに正当性があつたと考えられる。

(3) 協議会の正当性確認について

(1)に記述のとおり、芝生町協議会は、定期的に総会を開き決算及び事業内容の確認を行っている。任意の団体ではあるが、実質的な活動を行っていることから、請求人の「総会（またはそれに準じる会議）を開催するとの案内をみたことがない」との主張は認められない。

また、「本件公金支出にあたって、支出の相手方の正当性確認を怠って

おり当該支出は違法」との主張についても、公益性の観点から支出の相手方の確認を適正に行った上で、(2)に記述のとおり、正当に支出を行っていることから、認められない。

(4) 結論

以上のことから、本件財務会計行為に関し、市長の判断に裁量権の逸脱又は濫用があったとはいえ、また、違法又は不当な公金の支出であるとは認められなかった。市に損害は生じておらず、返還及び差し止めの措置も理由がないといえる。

よって、本件措置請求は理由がないものとして、主文のとおり棄却する。

第6 意見

監査の結果は、記述のとおりであるが、次のとおり意見を述べることとする。

今後においても協議会に対する公益性の観点からはもとより、決算書（繰越額の確認等）のほか、議事録等の確認も可能な限りしていただきたい。

市の公金支出である以上、支出相手方の確認は重要であり、市民に誤解や疑念を招くことのないよう、適正な業務執行に努められたい。

令和6年6月24日

小松島市監査委員 工藤 誠介
小松島市監査委員 杉本 勝